

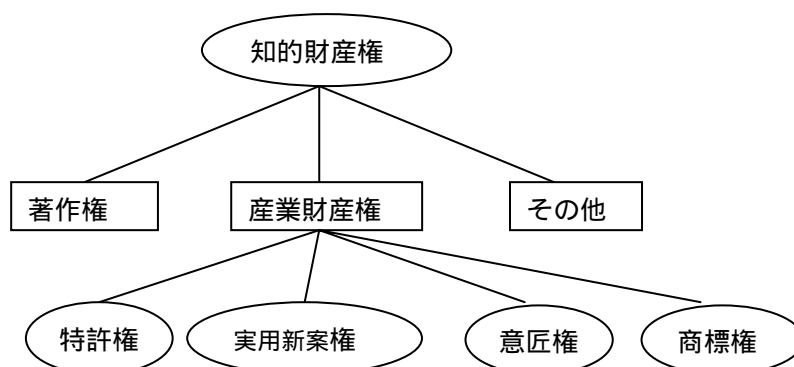
著作権についての解説

1. 著作権とは何か

著作権とは、著作物を創作したことにより著作者に発生する権利のことを言い、著作物の公正な利用と著作者の保護との調和を図るために設定されたもので、日本では著作権法という法律で保護されています。簡単に言えば、文芸、学術、美術、音楽などの分野で、人間の思想や感情を創作的に表現したものを、勝手に利用されないよう保護するというものです。

最近、テレビや新聞等で知的財産権という言葉をよく耳にされることがあると思いますが、著作権は、この知的財産権の一つです。

知的財産権は、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権など）と著作権の二つに大きく分かります。産業財産権は、登録をしなければ権利が発生しませんが、著作権は、登録することなく創作した時点で権利が発生します。そのため、私たちは日々膨大な著作物を創作しており、その一つひとつについて著作権が発生しているといえます。



2. 著作物の種類について

著作物とは、例えば以下のような種類があります。

言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞など
舞踊、無言劇の著作物	バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付けなど
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書など
建築の著作物	芸術的な建築
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータプログラム

(上記は一例であり、これが全てではありません。)

これらの著作物は、著作者本人の思想や感情が表現されていればよく、プロか素人が、上手か下手で、権利が発生したりしなかったりということはありません。

以下では、著作物についての疑問点をQ & A方式で説明します。

【Q 1】学生が描いた絵画は、著作物ですか。

【A 1】学生であってもプロの画家であっても、他人の作品の真似ではなく、オリジナルであれば著作物となり、著作権の対象となります。

【Q 2】発明のアイデアや小説の構想も著作物となりますか。

【A 2】著作物とは思想や感情を「表現」したものであるため、アイデアや構想自体は著作物ではありません。

【Q 3】講演や即興の歌など、紙面上や記録媒体に残っていないものも、著作物となるのでしょうか。

【A 3】絵画や写真、小説のように紙面や記録媒体に作品が残っているかどうかは、著作物の成立とは関係がありません。あくまでも表現されたことが重要となります。

【Q 4】複数人で創作した作品も著作物でしょうか。

【A 4】2人以上で共同で創作した作品も著作物であり、各人の創作した部分を分離して利用できない著作物を共同著作物といいます。この場合、全員がその割合に応じて著作権を有することになります。

【Q 5】複数の著作物を編集した文集や雑誌等も著作物となるのでしょうか。

【A 5】個々の素材となっている著作物のほかに、それらを編集した文集や雑誌等も、編集著作物として独立した著作物となります。

3. 著作権とはどのような権利か

著作物を創作すると、著作者には、著作権という権利が発生します。著作権は、財産的な権利を保護する著作財産権(通常「著作権」とは財産権のことを指し、以下「著作権」といいます)と、人格的な権利を保護する著作者人格権の二つに分かれます。

著作権は、他人に自由に一部または全部を譲渡や相続することができます。そのため、著作者と著作権者が異なることもあります。一方で著作者人格権は、著作者の人格の一種であるため、譲渡したり相続することはできず、著作者の死亡によって消滅します。それぞれの代表的な権利の内容は、以下のとおりとなります。

著作権（財産権）

複製権	著作物を印刷、写真、録画などの方法で複製する権利
上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする権利
上映権	著作物を公に上映する権利
公衆送信権	著作物を放送やインターネット上で公開する権利(インターネット場合は、サーバー上にアップロードをすることも含みます。)
譲渡権	著作物の原作品または複製物を公衆へ譲渡する権利
貸与権	著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
翻訳権・翻案権	著作物を翻訳、編曲、翻案、変形する権利
その他の著作権	口述権、展示権、頒布権、二次的著作物の利用権があります。

著作者人格権

公表権	自分が創作した著作物を公表するかしないか、公表する場合、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利
氏名表示権	自分の著作物を公表するとき著作者名を表示するかしないか、表示する場合、実名か変名かを定めることができる権利
同一性保持権	自分の著作物の内容等を自分の意に反して改変されない権利

日々の業務において、他人が著作権を有する著作物を使用することも多くあります。以下では、著作権に関する疑問点をQ & A方式で説明します。

【Q1】他人が趣味で撮影した写真を、パンフレットに掲載できますか。

【A1】写真の著作権者が著作権を有しているため、事前に許諾が必要となります。なお、著作権は譲渡等により、撮影者以外が有していることもあるため、著作権者を特定することが必要となります。

【Q2】外部の業者にポスターの製作を発注しました。この場合の著作権者は、発注者または請負業者のどちらになるのでしょうか。

【A2】著作物の著作者はあくまでも請け負った業者であるため、業者が著作権を有することになります。そのため、業者に使用されないようにするためには、事前に著作権を譲渡する等の契約を締結しておく必要があります。

【Q3】Q2で著作権の譲渡を受ければ、色彩等を自由に変更してもよいのでしょうか。

【A3】著作権は契約により自由に譲渡できますが、著作者人格権は、著作者の人格の一種であるため譲渡できず、著作者の同意が必要となります。したがって、著作者の同意を得ないで、色彩等を自由に変更することはできません。なお、著作者人格権を行使しない旨の契約を締結しておくこともできます。

【Q4】大学の職務として写真を撮影した場合、この著作権者は、撮影した職員に帰属するのでしょうか。

【A4】次の から の要件を満たす場合に限り、大学が著作者および著作権者となります。大学の発意に基づくもの、大学の業務に従事する者が職務上作成するもの、大学が自己の名義で公表するもの、勤務規則に別段の定めがないこと。なお、著作権は職務発明による特許権と異なり、当初から大学に帰属することになります。

【Q5】翻訳された小説を使用する場合は、誰の許諾を得ればよいのでしょうか。

【A5】翻訳物などを二次的著作物といいますが、この使用については、原作者の権利も働きます。つまり、翻訳者のみならず、原作者の許諾も得なければなりません。

【Q6】著作物には「 」の表示をしないと、著作権は発生しないのでしょうか。

【A6】著作権は、著作物を創作した時点で自動的に発生する権利です。そのため、 が表示されていなくても、著作権には何ら影響がありません。

4. その他の著作権

今まで説明をしてきた著作権は、著作物を創作した者に対して与えられた権利ですが、著作物の伝達に寄与した者に対しては、著作隣接権が発生します。著作隣接権を有する者は、以下になります。

実演家	俳優、歌手、演奏家、指揮者、手品師など実演を行う者
レコード製作者	レコードに録音されている音を最初に固定した者
放送事業者	NHK、民放各社など放送を業として行なう者
有線放送事業者	CATV、音楽有線放送事業者など有線放送を業として行う者

5. 著作物の自由利用について

基本的に他人の著作物を使用する場合には、著作権者の許諾が必要となります。しかし、例外的に著作権者の許諾なく、著作物が使用できる場合があります。しかし、使用にあたっては、その条件が厳密に定められています。以下は、自由利用ができる代表的な例になります。

私的使用のための複製	自分自身や家庭内などの限られた範囲で使用するために著作物を複製することができる（業務上の使用は範囲外）。ただし、コピープロテクションがあるものは、私的使用でも著作権者の許諾が必要。
図書館などでの複製	法令で定められた図書館（大学の図書館は含まれます）に限り、利用者に対し複製物の提供を行うことができる。
引用	自分の著作物に引用の目的上正当な範囲内で他人の著作物を引用して利用することができる。
授業における複製	授業を担当する者および授業を受ける者は授業の過程で使用するために著作物を複製することができる。また、授業が行われる場所以外の場所で、同時に授業を受ける者に対して公衆送信することができる。
試験問題としての複製	入試や入社試験等の問題として著作物を複製することができる。ただし、営利目的の場合は、補償金の支払いが必要となる。
非営利目的の演奏	営利を目的とせず、聴衆から料金を取らない場合は、著作物の上演・演奏ができる。また、出演者等も無報酬である必要がある。
保守・修理のための一時的複製	記録媒体を内蔵する機器の保守・修理を行う場合、記録されているバックアップのために一時的に複製することができる。

大学における著作物の使用では、上記の自由利用の例外事項に該当する場合があります。以下では、著作物の自由利用に関する疑問点を、Q & A方式で説明します。

【Q 1】授業での使用目的ならば、どのような著作物でも複製できるのでしょうか。

【A 1】参考書やワークブック等、授業で使用することを目的とした著作物は複製できません。また、一クラスの受講人数を大幅に上回る部数の複製もできません。

【Q 2】他人の著作物を引用するときの注意点は何か。

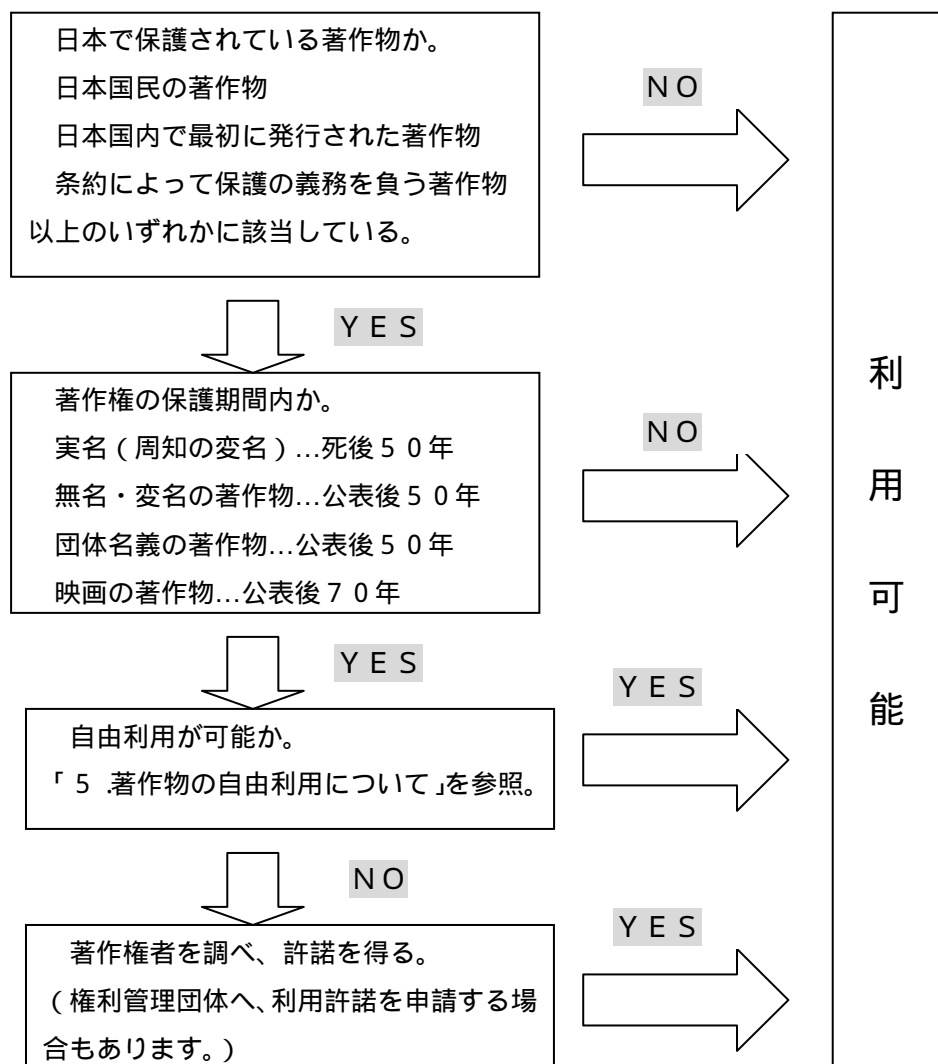
【A 2】引用とは、自説を補強するために、他人の論文等の著作物を用いるなどして、自分の著作物に他人の著作物を使用することをいいます。この場合、目的上正当な範囲でありかつ引用部分が「従」で、自身が創作した部分が「主」の関係でなければならず、カッコを付す等して引用箇所を明確にしなければなりません。また、引用した著作物の題号や著作者名も表示しなければなりません。

【Q 3】職員研修の目的で著作物を複製することはできますか。

【A 3】職員研修は、私的使用でも授業における使用にも該当しないため、事前に著作権者の許諾が必要となります。

6. 著作物の利用手順について

実際に著作物を使用する場合は、以下のフロー図に沿って事前に許諾が必要かどうかを確認してください。



(著作物の利用にあたっては、使用許諾の範囲、使用の方法、使用料等を、文書により確認しておく必要があります。)

以下では、著作物の利用手順に関する疑問点を、Q & A方式で説明します。

【Q 1】権利管理団体とはどのような団体でしょうか。

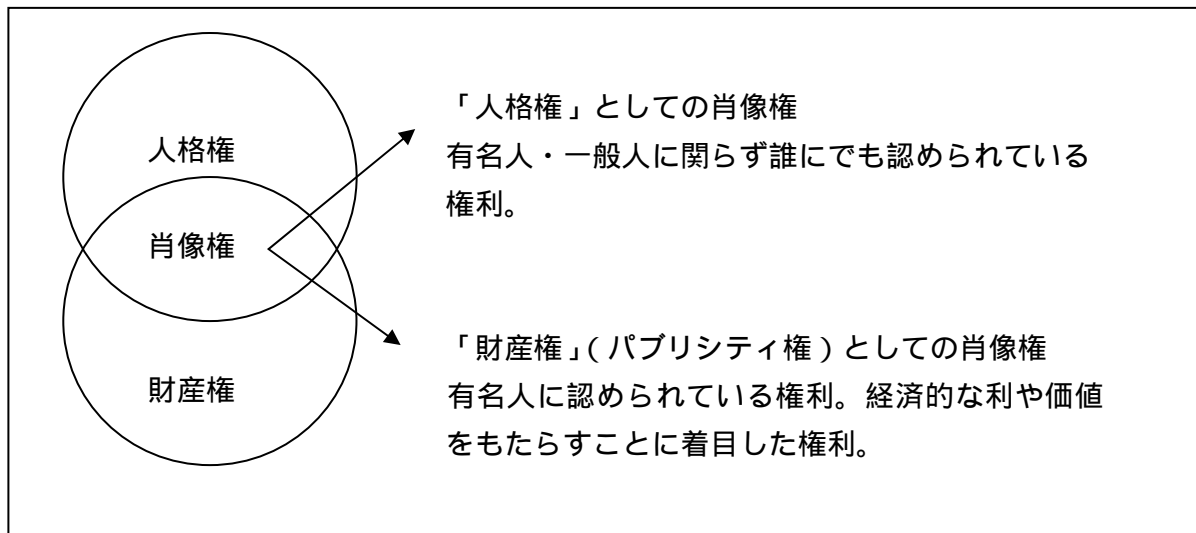
【A 1】例えば、(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)に代表されるような、著作権を一括管理している団体のことをいいます。権利管理団体で著作権を管理している場合は、当該団体に使用の申請を行うこととなります。

【Q2】共同著作物の著作権は、誰が有しているのでしょうか。

【A2】共同著作物の著作権は、著作者全員で共有することになります。そのため、使用する場合は、全員から許諾を得なければなりません。なお、共同著作物の著作権保護期間は、著作物の著作者の中で最後に死亡した人の死亡時を基準に計算します。

7. 肖像権について

肖像権とは、他人から無断で写真を撮られたり、撮られた写真を無断で公表されたり、利用されない権利をいいます。この肖像権には、「人格権」の一部としての肖像権と、財産権である「パブリシティ権」としての肖像権があります。概要は、以下のとおりとなります。



肖像権とは何か。

人が、無断で写真を撮られたり、私生活での写真が勝手に公表されてしまうなど、精神的苦痛を受けることなく日々の生活を送れる人格的権利のことをいいます。しかし、有名人は一般人に比べ、自分の肖像を積極的に公開する面があります。しかしながら、私生活全般まで公開を許しているわけではありません。このため、一般人のみならず、有名人にも認められている権利です。

パブリシティ権とは何か。

芸能人やスポーツ選手などは、人気や名声を獲得するにつれ、その肖像自体が経済的・財産的価値を持つようになります。この経済的・財産的価値をパブリシティ権といいます。このため、一般人は認められず、一部の有名人のみが有する権利となります。

以下では、肖像権についての疑問点を、Q & A方式で説明します。

【Q1】特定の学生がクローズアップされている写真を、広報物に使用できますか。

【A1】個々人には、無断で写真を撮られない、無断で撮られた写真を公表されない権利を

持っているので、写真を撮ること、それを公表することについて、事前に承諾が必要となります。

【Q2】スポーツの試合の観客席にいる群集の写真を掲載する場合は、全員の同意が必要の
でしょうか。

【A2】特定の個人の判別が困難で、風景として撮影された写真であるならば、許諾は必要
ありません。

以 上